

令和8年6月定例会

教育産業委員会資料

(観光文化スポーツ部)



## あきた芸術劇場の利用料金の改定等について

### 1 趣旨

あきた芸術劇場について、第2期の指定管理期間（令和9～13年度）における指定管理者を今年度募集するに当たり、物価高騰や賃金上昇等の社会経済情勢などを勘案し当該期間の管理運営費を推計した結果、第1期（令和4～8年度）より増額となること、および第1期の利用状況やニーズを踏まえ、新たな規定の整備が必要であることから、適正な施設運営を図るため、利用料金の見直しを行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 利用料金の改定（施設・設備の利用料金限度額を10%増）

主な施設の利用料金の比較（一例）

【単位：円】

区分(9:00～17:00の利用の場合)		改定前料金	改定後料金	差額(増)
大ホール	全客席利用	130,800	143,800	13,000
中ホール	入場料徴収有 (1,000円/人) 土日・休日	65,900	72,400	6,500
小ホールA	入場料徴収無	17,300	19,000	1,700
小ホールB	平日	14,400	15,800	1,400
研修室	—	1,610	1,770	160
創作室A	—	1,960	2,150	190

- (2) 開館時間外の利用料金の設定

ホールを利用する者は、開館時間外の午前9時前又は午後11時後の時間にあっても、研修室、創作室又は練習室を利用できるようにするとともに、その場合の1時間当たりの利用料金の限度額は、研修室等における午後6時以降の1時間当たりの利用料金の1.2倍とする。

- (3) 営利目的で利用する場合の利用料金の設定

研修室、創作室、練習室およびそれらの施設以外の建物・土地（多目的スペース等）を利用する者が、営業等の目的で利用する場合の利用料金の限度額は、通常の利用料金の2倍とする。

### 3 利用料金の改定等の考え方

#### (1) 施設・設備の利用料金

第1期の指定管理実績や、物価・賃金の状況と将来の変動見込みを踏まえて第2期の指定管理期間における管理運営費を推計し、第1期の管理運営費における公費負担（指定管理料）の割合等を勘案した上で、利用料金の改定率を10%とした。

#### (2) 開館時間外の利用料金

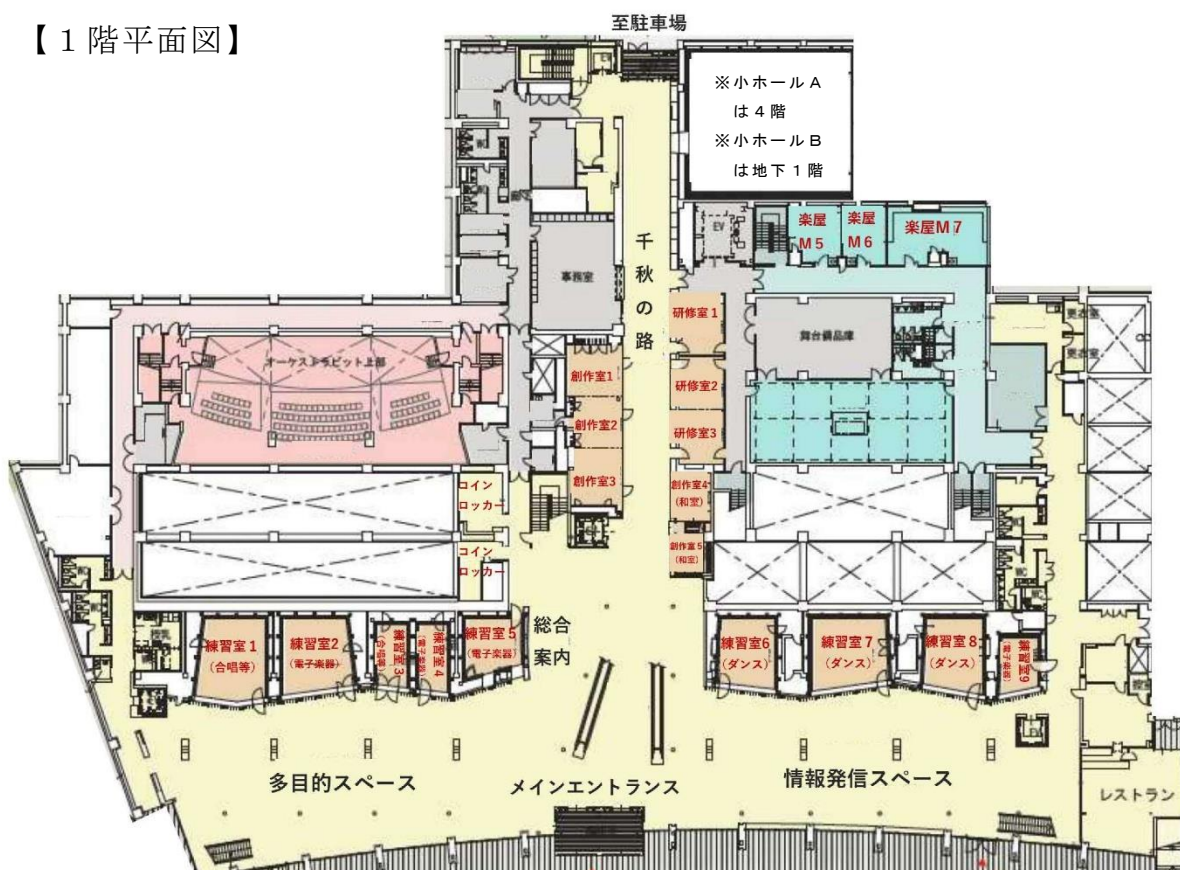
ホールにおいては、開館時間外の利用に係る利用料金が当初から設定されており、その算定にあつては、午後6時以降の1時間当たりの利用料金の1.2倍としていることから、研修室等についてもこれに準拠した。

#### (3) 営利目的での利用料金

研修室等の利用料金は、秋田市にぎわい交流館（AU）や秋田市民交流プラザ（アルヴェ）を基準として設定されており、それらの施設においては、営利目的での利用料金は通常料金の2倍としていることから、これに準拠した。

### 4 施設配置図

【1階平面図】



あきた芸術劇場条例新旧対照表

改正案										現行											
第1条～第13条 (略)										第1条～第13条 (略)											
別表第1 施設の利用料金 (第3条、第5条関係)										別表第1 施設の利用料金 (第3条、第5条関係)											
1 第2条第1項各号に掲げる施設の利用料金										1 第2条第1項各号に掲げる施設の利用料金											
(1) ホール										(1) ホール											
ア 客席を利用する場合										ア 客席を利用する場合											
区分			利用料金の限度額 (円)								区分			利用料金の限度額 (円)							
			午前9時 前の時間 1時間に つき	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	午後10時 後の時間 1時間に つき				午前9時 前の時間 1時間に つき	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	午後10時 後の時間 1時間に つき
大 舞 ホ 台 お よ び 全 客 席 を 利 用 す る 場 合	入場料を徴収し ない場合	平日	20,500	42,900	57,000	68,500	99,900	125,600	168,300	20,500	18,700	39,000	51,900	62,300	90,900	114,200	153,000	18,700			
			(8,712)	(18,232)	(24,225)	(29,112)	(42,457)	(53,380)	(71,527)	(8,712)	(7,947)	(16,575)	(22,057)	(26,477)	(38,632)	(48,535)	(65,025)	(7,947)			
		土曜日、日 曜日および 休日	24,700	51,300	68,500	82,100	119,900	150,700	201,900	24,700	22,500	46,700	62,300	74,700	109,000	137,000	183,600	22,500			
	入場料1人当 たりの最高額 が1,000円以 下の場合	平日	24,700	51,300	68,500	82,100	119,900	150,700	201,900	24,700	22,500	46,700	62,300	74,700	109,000	137,000	183,600	22,500			
			(10,497)	(21,802)	(29,112)	(34,892)	(50,957)	(64,047)	(85,807)	(10,497)	(9,562)	(19,847)	(26,477)	(31,747)	(46,325)	(58,225)	(78,030)	(9,562)			
		土曜日、日 曜日および 休日	29,700	61,700	82,200	98,600	143,800	180,800	242,400	29,700	27,000	56,100	74,800	89,700	130,800	164,400	220,400	27,000			
	入場料1人当 たりの最高額 が1,000円を 超え3,000円 以下の場合	平日	33,000	68,600	91,400	109,600	160,000	201,000	269,200	33,000	30,000	62,400	83,100	99,700	145,500	182,800	244,800	30,000			
			(14,025)	(29,155)	(38,845)	(46,580)	(68,000)	(85,425)	(114,410)	(14,025)	(12,750)	(26,520)	(35,317)	(42,372)	(61,837)	(77,690)	(104,040)	(12,750)			
		土曜日、日 曜日および 休日	39,400	82,200	109,600	131,500	191,800	241,100	323,100	39,400	35,900	74,800	99,700	119,600	174,400	219,200	293,800	35,900			
	入場料1人当 たりの最高額 が3,000円を 超え5,000円 以下の場合	平日	43,200	90,000	119,900	143,900	209,900	263,800	353,400	43,200	39,300	81,900	109,000	130,900	190,900	239,900	321,300	39,300			
			(18,360)	(38,250)	(50,957)	(61,157)	(89,207)	(112,115)	(150,195)	(18,360)	(16,702)	(34,807)	(46,325)	(55,632)	(81,132)	(101,957)	(136,552)	(16,702)			
		土曜日、日 曜日および 休日	51,800	107,900	143,900	172,500	251,700	316,400	424,100	51,800	47,100	98,100	130,900	156,900	228,900	287,700	385,600	47,100			
入場料1人当 たりの最高額 が5,000円を 超え7,000円 以下の場合	平日	53,400	111,500	148,500	178,200	260,000	326,700	437,500	53,400	48,600	101,400	135,000	162,000	236,400	297,000	397,800	48,600				
		(22,695)	(47,387)	(63,112)	(75,735)	(110,500)	(138,847)	(185,937)	(22,695)	(20,655)	(43,095)	(57,375)	(68,850)	(100,470)	(126,225)	(169,065)	(20,655)				
	土曜日、日 曜日および 休日	64,100	133,600	178,200	213,700	311,700	391,800	525,100	64,100	58,300	121,500	162,000	194,300	283,400	356,200	477,400	58,300				
入場料1人当 たりの最高額 が7,000円を	平日	63,800	132,900	176,900	212,500	309,900	389,500	521,700	63,800	58,000	120,900	160,900	193,200	281,800	354,100	474,300	58,000				
		(27,115)	(56,482)	(75,182)	(90,312)	(131,707)	(165,537)	(221,722)	(27,115)	(24,650)	(51,382)	(68,382)	(82,110)	(119,765)	(150,492)	(201,577)	(24,650)				
	土曜日、日	76,400	159,200	212,500	254,700	371,600	467,100	626,100	76,400	69,500	144,800	193,200	231,600	337,900	424,700	569,200	69,500				

		超える場合	曜日および 休日	(32,470)	(67,660)	(90,312)	(108,247)	(157,930)	(198,517)	(266,092)	(32,470)
舞台	入場料を徴収し ない場合	平日		16,500	34,300	45,600	54,700	79,900	100,400	134,600	16,500
				(7,012)	(14,577)	(19,380)	(23,247)	(33,957)	(42,670)	(57,205)	(7,012)
お よ び		土曜日、日 曜日および 休日		19,800	41,100	54,700	65,700	95,900	120,500	161,500	19,800
				(8,415)	(17,467)	(23,247)	(27,922)	(40,757)	(51,212)	(68,637)	(8,415)
1 階	入場料1人当 たりの最高額	平日		19,800	41,100	54,700	65,700	95,900	120,500	161,500	19,800
				(8,415)	(17,467)	(23,247)	(27,922)	(40,757)	(51,212)	(68,637)	(8,415)
客 料 の 徴 収 を す る 用 場 合	が1,000円以 下の場合	土曜日、日 曜日および 休日		23,700	49,300	65,700	78,900	115,100	144,700	193,900	23,700
				(10,072)	(20,952)	(27,922)	(33,532)	(48,917)	(61,497)	(82,407)	(10,072)
み 取 を す る 用 場 合	入場料1人当 たりの最高額	平日		26,400	55,000	73,000	87,600	128,000	160,700	215,400	26,400
				(11,220)	(23,375)	(31,025)	(37,230)	(54,400)	(68,297)	(91,545)	(11,220)
利 用 場 合	が1,000円を 超え3,000円 以下の場合	土曜日、日 曜日および 休日		31,600	65,800	87,600	105,200	153,500	192,900	258,600	31,600
				(13,430)	(27,965)	(37,230)	(44,710)	(65,237)	(81,982)	(109,905)	(13,430)
る 場 合	入場料1人当 たりの最高額	平日		34,500	72,100	95,900	115,000	167,900	210,900	282,800	34,500
				(14,662)	(30,642)	(40,757)	(48,875)	(71,357)	(89,632)	(120,190)	(14,662)
	が3,000円を 超え5,000円 以下の場合	土曜日、日 曜日および 休日		41,400	86,400	115,000	138,100	201,500	253,200	339,300	41,400
				(17,595)	(36,720)	(48,875)	(58,692)	(85,637)	(107,610)	(144,202)	(17,595)
	入場料1人当 たりの最高額	平日		42,700	89,300	118,600	142,400	208,000	261,100	350,100	42,700
				(18,147)	(37,952)	(50,405)	(60,520)	(88,400)	(110,967)	(148,792)	(18,147)
	が5,000円を 超え7,000円 以下の場合	土曜日、日 曜日および 休日		51,300	107,000	142,400	171,000	249,400	313,500	420,200	51,300
				(21,802)	(45,475)	(60,520)	(72,675)	(105,995)	(133,237)	(178,585)	(21,802)
	入場料1人当 たりの最高額	平日		51,000	106,400	141,500	169,800	247,900	311,400	417,400	51,000
				(21,675)	(45,220)	(60,137)	(72,165)	(105,357)	(132,345)	(177,395)	(21,675)
	が7,000円を 超える場合	土曜日、日 曜日および 休日		61,200	127,600	169,800	203,900	297,400	373,700	500,900	61,200
				(26,010)	(54,230)	(72,165)	(86,657)	(126,395)	(158,822)	(212,882)	(26,010)
中 ホ ル	入場料を徴収し ない場合	平日		10,400	21,500	28,800	34,500	50,300	63,300	84,700	10,400
				(4,420)	(9,137)	(12,240)	(14,662)	(21,377)	(26,902)	(35,997)	(4,420)
お よ び		土曜日、日 曜日および 休日		12,400	25,800	34,500	41,300	60,300	75,900	101,600	12,400
				(5,270)	(10,965)	(14,662)	(17,552)	(25,627)	(32,257)	(43,180)	(5,270)
全 客 席	入場料1人当 たりの最高額	平日		12,400	25,800	34,500	41,300	60,300	75,900	101,600	12,400
				(5,270)	(10,965)	(14,662)	(17,552)	(25,627)	(32,257)	(43,180)	(5,270)
	が1,000円以	土曜日、日		14,900	31,000	41,400	49,700	72,400	91,000	121,900	14,900

		超える場合	曜日および 休日	(29,537)	(61,540)	(82,110)	(98,430)	(143,607)	(180,497)	(241,910)	(29,537)
舞台	入場料を徴収し ない場合	平日		15,000	31,200	41,500	49,800	72,700	91,300	122,400	15,000
				(6,375)	(13,260)	(17,637)	(21,165)	(30,897)	(38,802)	(52,020)	(6,375)
お よ び		土曜日、日 曜日および 休日		18,000	37,400	49,800	59,800	87,200	109,600	146,900	18,000
				(7,650)	(15,895)	(21,165)	(25,415)	(37,060)	(46,580)	(62,432)	(7,650)
1 階	入場料1人当 たりの最高額	平日		18,000	37,400	49,800	59,800	87,200	109,600	146,900	18,000
				(7,650)	(15,895)	(21,165)	(25,415)	(37,060)	(46,580)	(62,432)	(7,650)
客 料 の 徴 収 を す る 用 場 合	が1,000円以 下の場合	土曜日、日 曜日および 休日		21,600	44,900	59,800	71,800	104,700	131,600	176,300	21,600
				(9,180)	(19,082)	(25,415)	(30,515)	(44,497)	(55,930)	(74,927)	(9,180)
み 取 を す る 用 場 合	入場料1人当 たりの最高額	平日		24,000	50,000	66,400	79,700	116,400	146,100	195,900	24,000
				(10,200)	(21,250)	(28,220)	(33,872)	(49,470)	(62,092)	(83,257)	(10,200)
利 用 場 合	が1,000円を 超え3,000円 以下の場合	土曜日、日 曜日および 休日		28,800	59,900	79,700	95,700	139,600	175,400	235,100	28,800
				(12,240)	(25,457)	(33,872)	(40,672)	(59,330)	(74,545)	(99,917)	(12,240)
る 場 合	入場料1人当 たりの最高額	平日		31,400	65,600	87,200	104,600	152,700	191,800	257,100	31,400
				(13,345)	(27,880)	(37,060)	(44,455)	(64,897)	(81,515)	(109,267)	(13,345)
	が3,000円を 超え5,000円 以下の場合	土曜日、日 曜日および 休日		37,700	78,600	104,600	125,600	183,200	230,200	308,500	37,700
				(16,022)	(33,405)	(44,455)	(53,380)	(77,860)	(97,835)	(131,112)	(16,022)
	入場料1人当 たりの最高額	平日		38,900	81,200	107,900	129,500	189,100	237,400	318,300	38,900
				(16,532)	(34,510)	(45,857)	(55,037)	(80,367)	(100,895)	(135,277)	(16,532)
	が5,000円を 超え7,000円 以下の場合	土曜日、日 曜日および 休日		46,700	97,300	129,500	155,500	226,800	285,000	382,000	46,700
				(19,847)	(41,352)	(55,037)	(66,087)	(96,390)	(121,125)	(162,350)	(19,847)
	入場料1人当 たりの最高額	平日		46,400	96,800	128,700	154,400	225,400	283,100	379,500	46,400
				(19,720)	(41,140)	(54,697)	(65,620)	(95,795)	(120,317)	(161,287)	(19,720)
	が7,000円を 超える場合	土曜日、日 曜日および 休日		55,700	116,000	154,400	185,400	270,400	339,800	455,400	55,700
				(23,672)	(49,300)	(65,620)	(78,795)	(114,920)	(144,415)	(193,545)	(23,672)
中 ホ ル	入場料を徴収し ない場合	平日		9,500	19,600	26,200	31,400	45,800	57,600	77,000	9,500
				(4,037)	(8,330)	(11,135)	(13,345)	(19,465)	(24,480)	(32,725)	(4,037)
お よ び		土曜日、日 曜日および 休日		11,300	23,500	31,400	37,600	54,900	69,000	92,400	11,300
				(4,802)	(9,987)	(13,345)	(15,980)	(23,332)	(29,325)	(39,270)	(4,802)
全 客 席	入場料1人当 たりの最高額	平日		11,300	23,500	31,400	37,600	54,900	69,000	92,400	11,300
				(4,802)	(9,987)	(13,345)	(15,980)	(23,332)	(29,325)	(39,270)	(4,802)
	が1,000円以	土曜日、日		13,600	28,200	37,700	45,200	65,900	82,800	110,900	13,600

を 利 用 収 入 す る 場 合	下の場合	曜日および 休日	(6,332)	(13,175)	(17,595)	(21,122)	(30,770)	(38,675)	(51,807)	(6,332)
	入場料1人当 たりの最高額	平日	16,600	34,500	46,200	55,300	80,600	101,400	135,500	16,600
			(7,055)	(14,662)	(19,635)	(23,502)	(34,255)	(43,095)	(57,587)	(7,055)
	が1,000円を 超え3,000円	土曜日、日 曜日および 休日	19,900	41,300	55,300	66,200	96,600	121,400	162,600	19,900
			(8,457)	(17,552)	(23,502)	(28,135)	(41,055)	(51,595)	(69,105)	(8,457)
	入場料1人当 たりの最高額	平日	21,700	45,300	60,600	72,600	105,800	133,100	177,800	21,700
			(9,222)	(19,252)	(25,755)	(30,855)	(44,965)	(56,567)	(75,565)	(9,222)
	が3,000円を 超え5,000円	土曜日、日 曜日および 休日	26,000	54,300	72,600	86,900	126,800	159,300	213,500	26,000
			(11,050)	(23,077)	(30,855)	(36,932)	(53,890)	(67,702)	(90,737)	(11,050)
	入場料1人当 たりの最高額	平日	27,000	56,100	75,000	89,800	131,000	164,700	220,200	27,000
		(11,475)	(23,842)	(31,875)	(38,165)	(55,675)	(69,997)	(93,585)	(11,475)	
が5,000円を 超える場合	土曜日、日 曜日および 休日	32,300	67,200	89,800	107,500	157,000	197,300	264,300	32,300	
		(13,727)	(28,560)	(38,165)	(45,687)	(66,725)	(83,852)	(112,327)	(13,727)	
舞 台 お よ び	入場料を徴収し ない場合	平日	8,300	17,200	22,900	27,600	40,200	50,600	67,700	8,300
			(3,527)	(7,310)	(9,732)	(11,730)	(17,085)	(21,505)	(28,772)	(3,527)
		土曜日、日 曜日および 休日	10,000	20,700	27,600	33,200	48,400	60,800	81,400	10,000
			(4,250)	(8,797)	(11,730)	(14,110)	(20,570)	(25,840)	(34,595)	(4,250)
1 階 客 席 を 徴 収 す る 場 合	入場料1人当 たりの最高額	平日	10,000	20,700	27,600	33,200	48,400	60,800	81,400	10,000
			(4,250)	(8,797)	(11,730)	(14,110)	(20,570)	(25,840)	(34,595)	(4,250)
	が1,000円以 下の場合	土曜日、日 曜日および 休日	11,900	24,900	33,200	39,900	58,000	73,000	97,600	11,900
			(5,057)	(10,582)	(14,110)	(16,957)	(24,650)	(31,025)	(41,480)	(5,057)
	入場料1人当 たりの最高額	平日	13,300	27,700	36,800	44,200	64,400	80,900	108,400	13,300
			(5,652)	(11,772)	(15,640)	(18,785)	(27,370)	(34,382)	(46,070)	(5,652)
	が1,000円を 超え3,000円	土曜日、日 曜日および 休日	16,000	33,300	44,200	53,200	77,400	97,300	130,200	16,000
			(6,800)	(14,152)	(18,785)	(22,610)	(32,895)	(41,352)	(55,335)	(6,800)
	入場料1人当 たりの最高額	平日	17,400	36,300	48,200	58,000	84,500	106,200	142,300	17,400
			(7,395)	(15,427)	(20,485)	(24,650)	(35,912)	(45,135)	(60,477)	(7,395)
が3,000円を 超え5,000円	土曜日、日 曜日および 休日	21,000	43,600	58,000	69,800	101,600	127,800	170,900	21,000	
		(8,925)	(18,530)	(24,650)	(29,665)	(43,180)	(54,315)	(72,632)	(8,925)	
入場料1人当 たりの最高額	平日	21,500	44,900	59,800	71,800	104,700	131,500	176,200	21,500	
		(9,137)	(19,082)	(25,415)	(30,515)	(44,497)	(55,887)	(74,885)	(9,137)	
が5,000円を	土曜日、日	25,900	54,100	71,800	86,400	125,800	158,100	211,600	25,900	

を 利 用 収 入 す る 場 合	下の場合	曜日および 休日	(5,780)	(11,985)	(16,022)	(19,210)	(28,007)	(35,190)	(47,132)	(5,780)
	入場料1人当 たりの最高額	平日	15,100	31,400	42,000	50,300	73,300	92,200	123,200	15,100
			(6,417)	(13,345)	(17,850)	(21,377)	(31,152)	(39,185)	(52,360)	(6,417)
	が1,000円を 超え3,000円	土曜日、日 曜日および 休日	18,100	37,600	50,300	60,200	87,900	110,400	147,900	18,100
			(7,692)	(15,980)	(21,377)	(25,585)	(37,357)	(46,920)	(62,857)	(7,692)
	入場料1人当 たりの最高額	平日	19,800	41,200	55,100	66,000	96,200	121,000	161,700	19,800
			(8,415)	(17,510)	(23,417)	(28,050)	(40,885)	(51,425)	(68,722)	(8,415)
	が3,000円を 超え5,000円	土曜日、日 曜日および 休日	23,700	49,400	66,000	79,000	115,300	144,900	194,100	23,700
			(10,072)	(20,995)	(28,050)	(33,575)	(49,002)	(61,582)	(82,492)	(10,072)
	入場料1人当 たりの最高額	平日	24,600	51,000	68,200	81,700	119,100	149,800	200,200	24,600
		(10,455)	(21,675)	(28,985)	(34,722)	(50,617)	(63,665)	(85,085)	(10,455)	
が5,000円を 超える場合	土曜日、日 曜日および 休日	29,400	61,100	81,700	97,800	142,800	179,400	240,300	29,400	
		(12,495)	(25,967)	(34,722)	(41,565)	(60,690)	(76,245)	(102,127)	(12,495)	
舞 台 お よ び	入場料を徴収し ない場合	平日	7,600	15,700	20,900	25,100	36,600	46,000	61,600	7,600
			(3,230)	(6,672)	(8,882)	(10,667)	(15,555)	(19,550)	(26,180)	(3,230)
		土曜日、日 曜日および 休日	9,100	18,900	25,100	30,200	44,000	55,300	74,000	9,100
			(3,867)	(8,032)	(10,667)	(12,835)	(18,700)	(23,502)	(31,450)	(3,867)
1 階 客 席 を 徴 収 す る 場 合	入場料1人当 たりの最高額	平日	9,100	18,900	25,100	30,200	44,000	55,300	74,000	9,100
			(3,867)	(8,032)	(10,667)	(12,835)	(18,700)	(23,502)	(31,450)	(3,867)
	が1,000円以 下の場合	土曜日、日 曜日および 休日	10,900	22,700	30,200	36,300	52,800	66,400	88,800	10,900
			(4,632)	(9,647)	(12,835)	(15,427)	(22,440)	(28,220)	(37,740)	(4,632)
	入場料1人当 たりの最高額	平日	12,100	25,200	33,500	40,200	58,600	73,600	98,600	12,100
			(5,142)	(10,710)	(14,237)	(17,085)	(24,905)	(31,280)	(41,905)	(5,142)
	が1,000円を 超え3,000円	土曜日、日 曜日および 休日	14,600	30,300	40,200	48,400	70,400	88,500	118,400	14,600
			(6,205)	(12,877)	(17,085)	(20,570)	(29,920)	(37,612)	(50,320)	(6,205)
	入場料1人当 たりの最高額	平日	15,900	33,000	43,900	52,800	76,900	96,600	129,400	15,900
			(6,757)	(14,025)	(18,657)	(22,440)	(32,682)	(41,055)	(54,995)	(6,757)
が3,000円を 超え5,000円	土曜日、日 曜日および 休日	19,100	39,700	52,800	63,500	92,400	116,200	155,400	19,100	
		(8,117)	(16,872)	(22,440)	(26,987)	(39,270)	(49,385)	(66,045)	(8,117)	
入場料1人当 たりの最高額	平日	19,600	40,900	54,400	65,300	95,200	119,600	160,200	19,600	
		(8,330)	(17,382)	(23,120)	(27,752)	(40,460)	(50,830)	(68,085)	(8,330)	
が5,000円を	土曜日、日	23,600	49,200	65,300	78,600	114,400	143,800	192,400	23,600	

		超える場合	曜日および 休日	(11,007)	(22,992)	(30,515)	(36,720)	(53,465)	(67,192)	(89,930)	(11,007)
小ホール A	入場料を徴収し ない場合	平日	3,900	8,100	10,800	12,900	19,000	23,800	31,900	3,900	
			(1,657)	(3,442)	(4,590)	(5,482)	(8,075)	(10,115)	(13,557)	(1,657)	
			土曜日、日 曜日および 休日	4,700	9,700	12,900	15,600	22,700	28,600	38,200	4,700
		(1,997)	(4,122)	(5,482)	(6,630)	(9,647)	(12,155)	(16,235)	(1,997)		
	入場料を徴収す る場合	平日	5,900	12,200	16,300	19,400	28,600	35,800	47,800	5,900	
			(2,507)	(5,185)	(6,927)	(8,245)	(12,155)	(15,215)	(20,315)	(2,507)	
土曜日、日 曜日および 休日			7,000	14,700	19,400	23,400	34,200	42,900	57,400	7,000	
	(2,975)	(6,247)	(8,245)	(9,945)	(14,535)	(18,232)	(24,395)	(2,975)			

備考 (略)

イ 客席を利用しない場合

区分	利用料金の限度額 (円)						
	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで	午前9時から午 後5時まで	午後1時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで	
大ホール	平日	25,700	34,300	41,100	60,000	75,400	100,900
		(10,922)	(14,577)	(17,467)	(25,500)	(32,045)	(42,882)
	土曜日、日曜日 および休日	30,900	41,100	49,300	71,900	90,400	121,200
	(13,132)	(17,467)	(20,952)	(30,557)	(38,420)	(51,510)	
中ホール	平日	12,900	17,300	20,700	30,200	38,000	50,800
		(5,482)	(7,352)	(8,797)	(12,835)	(16,150)	(21,590)
	土曜日、日曜日 および休日	15,500	20,700	24,800	36,300	45,500	61,000
	(6,587)	(8,797)	(10,540)	(15,427)	(19,337)	(25,925)	

備考 (略)

(2) 研修室、創作室および楽屋

区分	利用料金の限度額 (円)						
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午後11時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

		超える場合	曜日および 休日	(10,030)	(20,910)	(27,752)	(33,405)	(48,620)	(61,115)	(81,770)	(10,030)
小ホール A	入場料を徴収し ない場合	平日	3,600	7,400	9,900	11,800	17,300	21,700	29,000	3,600	
			(1,530)	(3,145)	(4,207)	(5,015)	(7,352)	(9,222)	(12,325)	(1,530)	
			土曜日、日 曜日および 休日	4,300	8,900	11,800	14,200	20,700	26,000	34,800	4,300
		(1,827)	(3,782)	(5,015)	(6,035)	(8,797)	(11,050)	(14,790)	(1,827)		
	入場料を徴収す る場合	平日	5,400	11,100	14,900	17,700	26,000	32,600	43,500	5,400	
			(2,295)	(4,717)	(6,332)	(7,522)	(11,050)	(13,855)	(18,487)	(2,295)	
土曜日、日 曜日および 休日			6,400	13,400	17,700	21,300	31,100	39,000	52,200	6,400	
	(2,720)	(5,695)	(7,522)	(9,052)	(13,217)	(16,575)	(22,185)	(2,720)			

備考 (略)

イ 客席を利用しない場合

区分	利用料金の限度額 (円)						
	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで	午前9時から午 後5時まで	午後1時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで	
大ホール	平日	23,400	31,200	37,400	54,600	68,600	91,800
		(9,945)	(13,260)	(15,895)	(23,205)	(29,155)	(39,015)
	土曜日、日曜日 および休日	28,100	37,400	44,900	65,400	82,200	110,200
	(11,942)	(15,895)	(19,082)	(27,795)	(34,935)	(46,835)	
中ホール	平日	11,800	15,800	18,900	27,500	34,600	46,200
		(5,015)	(6,715)	(8,032)	(11,687)	(14,705)	(19,635)
	土曜日、日曜日 および休日	14,100	18,900	22,600	33,000	41,400	55,500
	(5,992)	(8,032)	(9,605)	(14,025)	(17,595)	(23,587)	

備考 (略)

(2) 研修室、創作室および楽屋

区分	利用料金の限度額 (円)						
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午後11時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

研修室（1室につき）	750 (318)	1,010 (429)	890 (378)	590 (250)	1,770 (752)	1,900 (807)	2,660 (1,130)
創作室A	920 (391)	1,230 (522)	1,120 (476)	740 (314)	2,150 (913)	2,350 (998)	3,270 (1,389)
創作室B	890 (378)	1,180 (501)	1,050 (446)	700 (297)	2,070 (879)	2,240 (952)	3,130 (1,330)
創作室C	790 (335)	1,050 (446)	950 (403)	630 (267)	1,840 (782)	2,010 (854)	2,800 (1,190)
創作室（和室）A	590 (250)	790 (335)	690 (293)	460 (195)	1,380 (586)	1,480 (629)	2,070 (879)
創作室（和室）B	390 (165)	520 (221)	490 (208)	330 (140)	920 (391)	1,020 (433)	1,410 (599)
大ホール楽屋A	1,020 (433)	1,360 (578)	1,220 (518)	810 (344)	2,380 (1,011)	2,580 (1,096)	3,600 (1,530)
大ホール楽屋B	990 (420)	1,320 (561)	1,180 (501)	790 (335)	2,310 (981)	2,500 (1,062)	3,490 (1,483)
大ホール楽屋C	690 (293)	920 (391)	820 (348)	550 (233)	1,610 (684)	1,740 (739)	2,440 (1,037)
大ホール楽屋D	620 (263)	830 (352)	720 (306)	480 (204)	1,460 (620)	1,560 (663)	2,180 (926)
大ホール楽屋E	590 (250)	790 (335)	690 (293)	460 (195)	1,380 (586)	1,480 (629)	2,070 (879)
大ホール楽屋F	560 (238)	740 (314)	660 (280)	440 (187)	1,300 (552)	1,400 (595)	1,960 (833)
中ホール楽屋A	1,780 (756)	2,370 (1,007)	2,140 (909)	1,430 (607)	4,150 (1,763)	4,520 (1,921)	6,300 (2,677)
中ホール楽屋B	850 (361)	1,140 (484)	1,020 (433)	680 (289)	2,000 (850)	2,160 (918)	3,020 (1,283)
中ホール楽屋C	820 (348)	1,100 (467)	990 (420)	660 (280)	1,920 (816)	2,090 (888)	2,910 (1,236)
中ホール楽屋D	790 (335)	1,050 (446)	950 (403)	630 (267)	1,840 (782)	2,010 (854)	2,800 (1,190)
中ホール楽屋E	620 (263)	830 (352)	720 (306)	480 (204)	1,460 (620)	1,560 (663)	2,180 (926)
中ホール楽屋F	590 (250)	790 (335)	690 (293)	460 (195)	1,380 (586)	1,480 (629)	2,070 (879)

研修室（1室につき）	690 (293)	920 (391)	810 (344)	540 (229)	1,610 (684)	1,730 (735)	2,420 (1,028)
創作室A	840 (357)	1,120 (476)	1,020 (433)	680 (289)	1,960 (833)	2,140 (909)	2,980 (1,266)
創作室B	810 (344)	1,080 (459)	960 (408)	640 (272)	1,890 (803)	2,040 (867)	2,850 (1,211)
創作室C	720 (306)	960 (408)	870 (369)	580 (246)	1,680 (714)	1,830 (777)	2,550 (1,083)
創作室（和室）A	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)
創作室（和室）B	360 (153)	480 (204)	450 (191)	300 (127)	840 (357)	930 (395)	1,290 (548)
大ホール楽屋A	930 (395)	1,240 (527)	1,110 (471)	740 (314)	2,170 (922)	2,350 (998)	3,280 (1,394)
大ホール楽屋B	900 (382)	1,200 (510)	1,080 (459)	720 (306)	2,100 (892)	2,280 (969)	3,180 (1,351)
大ホール楽屋C	630 (267)	840 (357)	750 (318)	500 (212)	1,470 (624)	1,590 (675)	2,220 (943)
大ホール楽屋D	570 (242)	760 (323)	660 (280)	440 (187)	1,330 (565)	1,420 (603)	1,990 (845)
大ホール楽屋E	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)
大ホール楽屋F	510 (216)	680 (289)	600 (255)	400 (170)	1,190 (505)	1,280 (544)	1,790 (760)
中ホール楽屋A	1,620 (688)	2,160 (918)	1,950 (828)	1,300 (552)	3,780 (1,606)	4,110 (1,746)	5,730 (2,435)
中ホール楽屋B	780 (331)	1,040 (442)	930 (395)	620 (263)	1,820 (773)	1,970 (837)	2,750 (1,168)
中ホール楽屋C	750 (318)	1,000 (425)	900 (382)	600 (255)	1,750 (743)	1,900 (807)	2,650 (1,126)
中ホール楽屋D	720 (306)	960 (408)	870 (369)	580 (246)	1,680 (714)	1,830 (777)	2,550 (1,083)
中ホール楽屋E	570 (242)	760 (323)	660 (280)	440 (187)	1,330 (565)	1,420 (603)	1,990 (845)
中ホール楽屋F	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)

備考

1 および2 （略）

3 ホールを利用する者（(1)のAに係る者に限る。）が併せて研修室又は創作室を利用するときは、午前9時前又は午後11時後の時間においても研修室又は創作室を利用することができる。この場合における午前9時前又は午後11時後の時間の利

備考

1 および2 （略）

利用金の限度額は、1時間につき、午後6時から午後9時までの区分に係る利用料金の限度額を3で除して得た額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

4 午前9時前の利用時間もしくは午後11時後の利用時間が1時間未満であるとき又はこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。

5 研修室又は創作室を利用する者が営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

(3) 練習室

区分	利用料金の限度額（円）	
	午前9時から午後6時まで1時間につき	午後6時から午後11時まで1時間につき
練習室A	1,050 (446)	1,270 (539)
練習室B	1,010 (429)	1,220 (518)
練習室C	960 (408)	1,160 (493)
練習室D	810 (344)	970 (412)
練習室E	720 (306)	880 (374)
練習室F	590 (250)	710 (301)
練習室G	390 (165)	480 (204)
練習室H	370 (157)	450 (191)

備考

1 (略)

2 ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて練習室を利用するときは、午前9時前又は午後11時後の時間においても練習室を利用することができる。この場合における午前9時前又は午後11時後の時間の利用料金の限度額は、1時間につき、午後6時から午後11時までの区分に係る利用料金の限度額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

3 (略)

4 練習室を利用する者が営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

2 第2条第2項の規定による許可に係る劇場の施設の利用料金

表 (略)

備考

1～5 (略)

6 利用の許可を受けた施設を利用する者が営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

(3) 練習室

区分	利用料金の限度額（円）	
	午前9時から午後6時まで1時間につき	午後6時から午後11時まで1時間につき
練習室A	960 (408)	1,160 (493)
練習室B	920 (391)	1,110 (471)
練習室C	880 (374)	1,060 (450)
練習室D	740 (314)	890 (378)
練習室E	660 (280)	800 (340)
練習室F	540 (229)	650 (276)
練習室G	360 (153)	440 (187)
練習室H	340 (144)	410 (174)

備考

1 (略)

2 (略)

2 第2条第2項の規定による許可に係る劇場の施設の利用料金

表 (略)

備考

1～5 (略)

## 7 (略)

別表第2 設備の利用料金(第3条、第5条関係)

## 1 ホール

区分			利用料金の限度額(1時間につき)		
			利用の単位	金額(円)	
大ホール	舞台設備	音響反射板	一式	1,210 (514)	
		オーケストラピット	1基	1,210 (514)	
		所作台(花道用所作台および開帳場を含む。)	一式	1,760 (748)	
		舞台幕	1枚	260 (110)	
		バレエ用シート	一式	330 (140)	
		照明設備	ボーダーライト	1列	420 (178)
		アッパーホリゾンライト	1列	400 (170)	
		ローアホリゾンライト	1列	400 (170)	
		クセノンピンスポットライト	1台	600 (255)	
	音響設備	拡声装置	一式	1,430 (607)	
		効果系拡声装置	一式	500 (212)	
		三点つりマイク装置	一式	280 (119)	
	中ホール	舞台設備	舞台せり上げ装置	1基	420 (178)
			(略)		
		所作台(花道用所作台および開帳場を含む。)	一式	1,390 (590)	
		舞台幕	1枚	160 (68)	
		バレエ用シート	一式	220 (93)	
照明設備	ボーダーライト	1列	360 (153)		

## 6 (略)

別表第2 設備の利用料金(第3条、第5条関係)

## 1 ホール

区分			利用料金の限度額(1時間につき)		
			利用の単位	金額(円)	
大ホール	舞台設備	音響反射板	一式	1,100 (467)	
		オーケストラピット	1基	1,100 (467)	
		所作台(花道用所作台および開帳場を含む。)	一式	1,600 (680)	
		舞台幕	1枚	240 (102)	
		バレエ用シート	一式	300 (127)	
		照明設備	ボーダーライト	1列	390 (165)
		アッパーホリゾンライト	1列	370 (157)	
		ローアホリゾンライト	1列	370 (157)	
		クセノンピンスポットライト	1台	550 (233)	
	音響設備	拡声装置	一式	1,300 (552)	
		効果系拡声装置	一式	460 (195)	
		三点つりマイク装置	一式	260 (110)	
	中ホール	舞台設備	舞台せり上げ装置	1基	390 (165)
			(略)		
		所作台(花道用所作台および開帳場を含む。)	一式	1,270 (539)	
		舞台幕	1枚	150 (63)	
		バレエ用シート	一式	200 (85)	
照明設備	ボーダーライト	1列	330 (140)		

		アッパー・水平ライト	1列	<u>330</u> <u>(140)</u>
		ローア・水平ライト	1列	<u>330</u> <u>(140)</u>
		クセノンピンスポットライト	1台	<u>460</u> <u>(195)</u>
	音響設備	拡声装置	一式	<u>850</u> <u>(361)</u>
		効果系拡声装置	一式	<u>400</u> <u>(170)</u>
小ホール A	音響設備	拡声装置	一式	<u>280</u> <u>(119)</u>
小ホール B	音響設備	拡声装置	一式	<u>350</u> <u>(148)</u>
大ホール ・中ホール 共通	舞台設備	鳥屋囲	1組	<u>390</u> <u>(165)</u>
		仮設花道	1組	<u>160</u> <u>(68)</u>
		松羽目	1枚	<u>400</u> <u>(170)</u>
		金びょうぶ・銀びょうぶ・鳥の子びょうぶ	1双	<u>400</u> <u>(170)</u>
		演台（花台および脇台を含む。）	一式	<u>260</u> <u>(110)</u>
		(略)		
照明設備	移動型調光卓	1台	<u>730</u> <u>(310)</u>	
	ミラーボール	1台	<u>270</u> <u>(114)</u>	
	星球	一式	<u>220</u> <u>(93)</u>	
	照明用効果器	1台	<u>160</u> <u>(68)</u>	
	フットライト	1台	<u>110</u> <u>(46)</u>	
	(略)			
音響設備	移動型音響調整卓	1台	<u>960</u> <u>(408)</u>	
	移動型拡声装置A	一式	<u>950</u> <u>(403)</u>	

		アッパー・水平ライト	1列	<u>300</u> <u>(127)</u>
		ローア・水平ライト	1列	<u>300</u> <u>(127)</u>
		クセノンピンスポットライト	1台	<u>420</u> <u>(178)</u>
	音響設備	拡声装置	一式	<u>780</u> <u>(331)</u>
		効果系拡声装置	一式	<u>370</u> <u>(157)</u>
小ホール A	音響設備	拡声装置	一式	<u>260</u> <u>(110)</u>
小ホール B	音響設備	拡声装置	一式	<u>320</u> <u>(136)</u>
大ホール ・中ホール 共通	舞台設備	鳥屋囲	1組	<u>360</u> <u>(153)</u>
		仮設花道	1組	<u>150</u> <u>(63)</u>
		松羽目	1枚	<u>370</u> <u>(157)</u>
		金びょうぶ・銀びょうぶ・鳥の子びょうぶ	1双	<u>370</u> <u>(157)</u>
		演台（花台および脇台を含む。）	一式	<u>240</u> <u>(102)</u>
		(略)		
照明設備	移動型調光卓	1台	<u>670</u> <u>(284)</u>	
	ミラーボール	1台	<u>250</u> <u>(106)</u>	
	星球	一式	<u>200</u> <u>(85)</u>	
	照明用効果器	1台	<u>150</u> <u>(63)</u>	
	フットライト	1台	<u>100</u> <u>(42)</u>	
	(略)			
音響設備	移動型音響調整卓	1台	<u>880</u> <u>(374)</u>	
	移動型拡声装置A	一式	<u>870</u> <u>(369)</u>	

		移動型拡声装置 B	一式	520 (221)
		(略)		
	映像設備	プロジェクター	1台	2,090 (888)
		(略)		
小ホール 共通	舞台設備	舞台幕	1枚	110 (46)
		(略)		
	音響設備	移動型拡声装置	1組	130 (55)
	映像設備	プロジェクター	1台	770 (327)
大ホール ・中ホール ・小ホール 共通	舞台設備	演台	1台	110 (46)
		(略)		
	照明設備	フォロースポットライト	1台	140 (59)
		LEDスポットライトA	1台	110 (46)
		(略)		
	音響設備	(略)		
		コンデンサーマイク A	1本	120 (51)
		(略)		
	楽器	グランドピアノ A	1台	3,300 (1,402)
		グランドピアノ B	1台	2,200 (935)
グランドピアノ C		1台	880 (374)	
	(略)			

備考 (略)

2 研修室、創作室および楽屋

区分			利用料金の限度額 (1時間につき)	
			利用の単位	金額 (円)
大ホール 楽屋 C	楽器	グランドピアノ	1台	770 (327)
研修室・ 創作室共	音響設備	簡易拡声装置 (マイク 2本を含む。)	一式	110 (46)

		移動型拡声装置 B	一式	480 (204)
		(略)		
	映像設備	プロジェクター	1台	1,900 (807)
		(略)		
小ホール 共通	舞台設備	舞台幕	1枚	100 (42)
		(略)		
	音響設備	移動型拡声装置	1組	120 (51)
	映像設備	プロジェクター	1台	700 (297)
大ホール ・中ホール ・小ホール 共通	舞台設備	演台	1台	100 (42)
		(略)		
	照明設備	フォロースポットライト	1台	130 (55)
		LEDスポットライトA	1台	100 (42)
		(略)		
	音響設備	(略)		
		コンデンサーマイク A	1本	110 (46)
		(略)		
	楽器	グランドピアノ A	1台	3,000 (1,275)
		グランドピアノ B	1台	2,000 (850)
グランドピアノ C		1台	800 (340)	
	(略)			

備考 (略)

2 研修室、創作室および楽屋

区分			利用料金の限度額 (1時間につき)	
			利用の単位	金額 (円)
大ホール 楽屋 C	楽器	グランドピアノ	1台	700 (297)
研修室・ 創作室共	音響設備	簡易拡声装置 (マイク 2本を含む。)	一式	100 (42)

通	(略)
(略)	

備考 (略)

3 練習室

区分			利用料金の限度額 (1時間につき)	
			利用の単位	金額 (円)
練習室H	楽器	アップライトピアノ	1台	770 (327)
練習室A ・B共通	楽器	アップライトピアノ	1台	330 (140)
練習室C ・F・G ・H共通	楽器	ドラムセット	一式	190 (80)
練習室共 通	(略)			
音響設備	拡声装置		一式	190 (80)
			ベースアンプ	一式 160 (68)
			ギターアンプA	一式 120 (51)
			(略)	
楽器	デジタルピアノ	1台	160 (68)	
(略)				

備考 (略)

別表第3 (略)

通	(略)
(略)	

備考 (略)

3 練習室

区分			利用料金の限度額 (1時間につき)	
			利用の単位	金額 (円)
練習室H	楽器	アップライトピアノ	1台	700 (297)
練習室A ・B共通	楽器	アップライトピアノ	1台	300 (127)
練習室C ・F・G ・H共通	楽器	ドラムセット	一式	180 (76)
練習室共 通	(略)			
音響設備	拡声装置		一式	180 (76)
			ベースアンプ	一式 150 (63)
			ギターアンプA	一式 110 (46)
			(略)	
楽器	デジタルピアノ	1台	150 (63)	
(略)				

備考 (略)

別表第3 (略)

ポートタワー空気調和設備および自動制御設備改修工事について

1 概要

(1) 施設の状況

工事場所	秋田市土崎港西一丁目9番1号
構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造、7階建て
延床面積	4,594.11㎡
建設年月	平成6年2月（32年経過）

(2) 改修内容

ア 空気調和設備改修工事

ポートタワー1階および2階の冷暖房を行う吸収式冷温水機の更新  
 冷却水および冷温水循環ポンプ等の機器更新に伴う配管ダクト類の新替

イ 自動制御設備改修工事

設備の遠隔操作や状態監視等を行う中央監視装置および制御機器の更新

ウ その他工事

電気設備および都市ガス設備の更新、既設機器撤去

(3) 工期

令和9年6月30日まで

改修工事	令和8年						令和9年							
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
空気調和設備	着工・準備	冷温水機製作・配管ダクト製作						機器設置・試運転						
自動制御設備	着工・準備	システム設計・自動制御盤製作						機器設置・試運転						
その他工事	着工	既存機器撤去	電気設備・都市ガス設備工事						機器撤去					

2 工事に伴う施設の利用について

本改修工事に伴う施設の利用制限は発生しない見込みである。なお、安全管理上、利用を制限する必要がある場合は、指定管理者および関係者と調整し、利用者への周知を徹底する。

議案第95号 秋田市ポートタワー空気調和設備および自動制御設備改修工事請負契約を締結する件

## 入札結果表

契約番号 9  
 工事名 秋田市ポートタワー空気調和設備および自動制御設備改修工事  
 工事場所 秋田市土崎港西一丁目9番1号  
 入札方式 総合評価落札方式による要件付一般競争入札  
 開札日 令和8年5月13日  
 予定価格 176,400,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)  
 調査基準価格 163,905,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)  
 落札金額 176,400,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)  
 落札者 羽後設備株式会社

番号	商号又は名称	入札金額(税抜)	総合評価結果			摘要
			価格評価点(A)	技術等評価点(B)	総合評価点(A+B)	
1	羽後設備株式会社	176,400,000	0.0000	8.0834	8.0834	落札
備考	入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。					
	落札金額に消費税および地方消費税を加えた金額			194,040,000円		

## 雄和ふるさと温泉大規模改修事業の進捗について

### 1 工事の進捗等

#### (1) 進捗率（令和8年5月末時点）

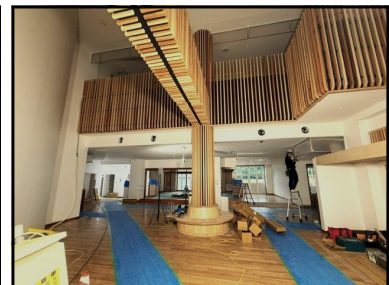
総 合	84.6%
建築工事	85.1%
電気設備工事	72.6%
機械設備工事	96.1%



(外観)



(浴室)



(ロビー)

#### (2) 電気設備工事の契約変更について

項目	当初契約	第1回契約変更	第2回変更契約
契約額 (増額)	¥158,378,000	¥161,717,600 (3,339,600)	¥168,700,400 (6,982,800)
工期	令和8年7月31日	令和8年7月31日	令和8年8月31日
締結日	令和7年6月27日	令和8年3月25日	令和8年5月22日
変更理由		・受変電設備 部品の規格変更	・仮設電源の設置 ・受変電設備 部品納期遅れ 等

※ 建築工事および機械設備工事は、契約額や工期に変更はない

### 2 リニューアルオープン等

雄和ふるさと温泉は、令和8年8月末の工事完了後、施設の運営に必要な備品等の配置と指定管理者である株式会社雄和振興公社の運営準備、設備の習熟期間を設定し、令和8年9月下旬にリニューアルオープンする。

施設のリニューアルを市HP、SNS、広報あきた、指定管理者HP等を活用し広くPRするとともに、オープン当日に催し等を開催することについて、指定管理者と検討しているところであり、多くの集客につながるよう努める。

## 第3次秋田市文化振興ビジョンの策定について

### 1 趣旨

本市の文化振興に関する施策を推進するためのマスタープランである「秋田市文化振興ビジョン」について、現行の第2次計画期間が令和8年度末までとなっていることから、次期5年間における第3次ビジョンを策定する。

### 2 策定の方針

#### (1) ビジョンの位置づけ

- ・文化芸術基本法および秋田市文化振興条例に基づき、同法で規定する「地方文化芸術推進基本計画」および同条例で規定する「文化振興基本方針」ならびに第15次秋田市総合計画の部門別の個別計画として策定する。
- ・市政推進の基本方針である「秋田市総合計画」を踏まえるとともに、「秋田市文化財保存活用地域計画」や「秋田市の観光振興に関する基本方針」など、関連分野の計画や取組との連携・整合を図る。

#### (2) アンケート結果から抽出された主な課題

- ・文化活動に対する若者の関心は高いが、市が関わっている事業への参加者が少ないことから、若者がどのような事業等を求めているのか把握する必要がある。
- ・事業によって効果的な広報手法に違いが見られることから、それを踏まえた情報発信に取り組む必要がある。

#### (3) 第2次ビジョンからの主な見直しの視点

- ・人口減少や少子高齢化、中学校部活動の地域展開などの社会情勢の変化を踏まえた、文化の担い手の育成等に係る取組の充実
- ・あきた芸術劇場、千秋美術館、佐竹史料館等の施設整備の終了を踏まえた、文化施設間や関連分野との連携による文化をいかしたまちづくり、にぎわい創出の推進
- ・若者のニーズを反映した事業の実施・支援による新たな文化振興や、観光振興施策と連携した戦略的な情報発信の推進

### 3 計画期間 令和9年4月～令和14年3月（5年間）

### 4 策定体制等

#### (1) 庁内委員会

観光やまちづくり、教育その他の関連分野の施策との連携の下、総合的な文化施策の推進を図る計画とするため、関係課所室で組織する庁内委員会を設置し協議・検討を行う。

#### (2) 意見聴取

文化団体、イベント参加者等に対して行ったアンケート結果などを反映するとともに、市議会教育産業委員会、教育委員会、文化振興審議会、文化団体、若者等への説明や意見交換、パブリックコメントを通じて幅広く意見を伺う。

## 5 策定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内委員会		設 方 針 説 明 置			素 案 検 討			原 案 検 討			最 終 案 検 討	
教育産業委員会 教育委員会			方 針 説 明						原 案 説 明 意 見 聴 取			最 終 案 説 明
文化振興審議会		方 針 説 明				素 案 説 明 意 見 聴 取			原 案 説 明 意 見 聴 取			最 終 案 説 明
文化団体等						素 案 説 明 意 見 聴 取						
策定作業	策定方針作成		素案作成			素案修正（原案作成）			パブリック コメント	原案修正 （最終案作成）		策 定

## 第5次秋田市スポーツ振興マスタープランの策定について

### 1 趣旨

本市のスポーツ振興に関する施策を推進するための基本計画である「秋田市スポーツ振興マスタープラン」について、現行の第4次計画期間が令和8年度末までとなっていることから、次期5年間における第5次マスタープランを策定する。

### 2 策定の考え方

#### (1) 第15次秋田市総合計画との一体的な計画

本プランは、スポーツ基本法第10条に規定する「地方スポーツ推進計画」として、第15次秋田市総合計画を上位計画とし、同計画と一体的な計画とする。

#### (2) 他の計画との関連性の確保

国、県が策定するスポーツ推進計画および市内の各計画（秋田市教育ビジョン、秋田市障がい者プラン、健康あきた市21など）を関連計画と位置づけ、策定する。

#### (3) 市民アンケートおよび社会環境の変化に対応した計画

令和7年度に実施した「スポーツ振興に関する市民意識調査」の結果および少子高齢化や部活動の地域展開などの社会環境の変化に対応した計画とする。

#### (4) 八橋運動公園の将来方針の整理

「市民のスポーツ振興の拠点」、「市民の憩いの場」である機能を維持するとともに、新県立体育館の整備に伴う「にぎわいの創出・交流人口の拡大」などの観点も踏まえ、これからも市民に愛される運動公園となるよう「将来展望」を盛り込んで策定する。

### 3 計画期間 令和9年4月～令和14年3月（5年間）

### 4 策定体制等

#### (1) 市内連絡会

関係課所室で構成する連絡会を設置し、市内の各関連計画と整合させた素案を作成する。

#### (2) 有識者による策定検討委員会

有識者や各種団体の代表等で構成される検討委員会において意見を聴取し、原案を作成する。

#### (3) 意見聴取

市議会教育産業委員会、スポーツ推進委員会、秋田市スポーツ協会加盟団体および教育委員会から意見聴取するほか、パブリックコメントを通じて幅広く意見を伺う。

## 5 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育産業委員会 教育委員会	方針説明						原案説明 意見聴取			最終案説明
策定検討委員会		設置		素案説明 意見聴取		原案説明 意見聴取			最終案説明	
庁内連絡会		設置	第1回	第2回					第3回	
策定作業	方向性等	素案作成		素案修正 (原案作成)		パブリック コメント	原案修正 (最終案作成)		策定	

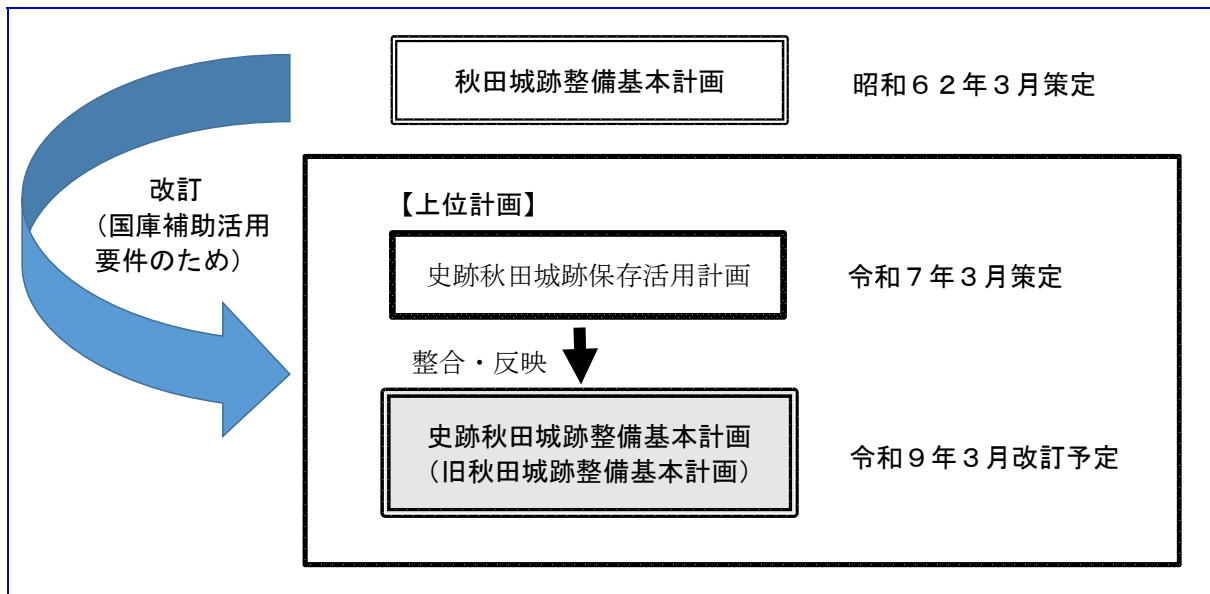
## 史跡秋田城跡整備基本計画の改訂について

### 1 趣旨

「秋田城跡整備基本計画」に基づき進めてきた史跡秋田城跡の整備着手から30年以上が経過し、経年劣化への対応と発掘調査成果の史跡整備への反映が必要となっている。

こうした中、復元施設等の修理改修に国庫補助を活用するにあたり、令和4年度に文化庁から、まずは法定計画である保存活用計画を策定し、それを踏まえた整備計画の改訂を行うよう指導があった。

これを受け、令和6年度に「史跡秋田城跡保存活用計画」を策定し、この度「史跡秋田城跡整備基本計画」として改訂を行うものである。



### 2 改訂の考え方

修理改修および整備に当たっては、長寿命化と本質的価値の伝え方とのバランスや、バリアフリー等について考慮し、以下のポイントで改訂を行う。

#### (1) 現在の史跡公園の修理改修

これまで整備を行ってきた史跡公園において、復元施設および保存活用施設の現状の劣化度調査を踏まえ、長寿命化を考慮した修理改修の計画とする。

#### (2) 史跡公園として整備する範囲の明示

史跡北西部の「焼山地区」や政庁南西部の「大畑地区」は、倉庫群や鉄生産施設などが発見されており、史跡秋田城跡の本質的価値である「最北の城柵官衙遺跡」じょうさくかんでんが「北方交流の窓口」を示す重要な地区であることから、整備の対象範囲として明示する。

### (3) 史跡指定地全体の活用

観光資源として活用するために、史跡内の文化財や自然環境、景観を楽しむようサイン計画や動線を整理し、史跡指定地全体に回遊性をもたせる計画とする。

## 3 改訂体制等

### (1) 有識者による指導委員会

東京大学名誉教授（都市工学）、秋田大学名誉教授（古代史）および国立歴史民俗博物館名誉教授（考古学）などの有識者6名で構成される「史跡秋田城跡環境整備指導委員会」に指導・助言を得ながら原案を作成する。

### (2) 意見聴取

昨年度行った史跡秋田城跡に関するボランティア団体や地域団体とのワークショップの意見を反映させるとともに、市議会教育産業委員会および歴史資料館の運営について審議する秋田城跡歴史資料館協議会から意見を伺う。

## 4 改訂スケジュール

	令和8年度										
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育産業委員会	方針説明						原意見説明聴取				最終案説明
整備指導委員会			整備意見説明聴取		素意見説明聴取			原意見説明聴取			
改訂作業	史跡公園の修理改修計画・整備計画 史跡指定地全体の整備計画		素案作成			素案修正 (原案作成)		原案修正 (最終案作成)		改訂	



## スタジアム整備について

### 1 三者協議の経過

秋田県、秋田市およびブラウブリッツ秋田の三者による協議は、令和8年2月12日以降実施していなかったが、「新たなスタジアムは、県と市が共同で整備し、保有する」との前提が整理されたことから、ブラウブリッツ秋田の呼びかけにより、4月23日に再開し、5月26日の協議において「スタジアム整備に関する基本方針(案)」**別紙**を取りまとめた。

本基本方針(案)については、県と市が、それぞれ6月議会に報告し、ご意見をいただいた上で、議会終了後、正式に三者で合意したいと考えている。

### 2 基本計画の策定について

#### (1) 目的

議会や市民に具体的な事業内容を示すとともに、今後、基本設計を行う上での基礎資料とするため、整備費142億円を上限としたスタジアム整備に関する基本計画を、県と市が共同で策定する。

#### (2) 策定作業（県・市）

- ・新スタジアムに必要な機能や諸室を精査し、施設計画（配置、平面および断面計画等）や想定スケジュールを策定する。
- ・施設計画の策定に当たっては、昨年度、市が比較を行った新設案3パターンの検討資料を基に、スタンドの仕様や屋根を設ける範囲を見直すなどコスト縮減に向けた検討を行う。
- ・整備費や維持管理費を算出し、財源の検討を行うほか、国交付金等の最大化を図るため、内閣府や国土交通省等との協議・調整を進めていく。
- ・基本計画の策定に当たっては、進捗状況を随時議会に報告するほか、関係団体と意見交換を行った上で、令和9年2月までに基本計画(案)を作成し、パブリックコメントを実施する。

#### (3) スケジュール

	令和8年度	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市議会 教育産業委員会		基本方針 (案) 説明			補正 予算案 説明			進捗状況 報告			基本計画 (修正案) 報告
策定作業(県・市)			事前調整 (必要諸室等の精査)			基本計画(案)作成			基本計画 (案) 作成	修正	策定
業務委託			業務委託(基本計画策定支援)								
意見聴取				関係団体との意見交換						パブリック コメント	

### 3 ふるさと納税の活用について

企業版ふるさと納税については、早期の募集開始に向け、対象事業の範囲や目標額などについて県と市で協議を行っており、スタジアム整備を対象とした個人版ふるさと納税についても、募集の是非や寄付金の取扱いなどを検討していく。

## スタジアム整備に関する基本方針(案)

## 1 事業主体

- ・新たなスタジアムは、ブラウブリッツ秋田を中心とした民間資金の調達を前提に、秋田県と秋田市が共同で整備し、保有する。

## 2 整備地

- ・整備地は、秋田市八橋運動公園（第2球技場、健康広場）とする。

## 3 事務分担

- ・整備に伴う契約や交付金申請等の事務は、秋田市が担う。なお、秋田県は、必要な人員を派遣するほか、事務費等の負担割合は、秋田県50%、秋田市50%を基本とする。

## 4 施設規模

- ・整備費（設計費、調査費等を含む。）は142億円を上限とし、Jリーグスタジアム基準や運営時の収益性を踏まえ、収容人員5千人から1万人規模の範囲で決定する。

## 5 整備費の負担

- ・整備費から国交付金等を除いた負担割合は、民間資金50%、秋田県25%、秋田市25%を基本とする。なお、ふるさと納税による調達資金は、民間資金として取り扱う。

## 6 国交付金等の確保

- ・秋田県と秋田市は、共同保有を前提に国交付金等の最大化を検討する。

## 7 民間資金の確保

- ・ブラウブリッツ秋田は、秋田県内の経済団体等と連携して、次のとおり民間資金を調達するものとし、秋田県と秋田市は、民間資金の調達を確認した後に共同整備に向けた事務手続等に着手する。

設計等の着手まで	設計等に要する額（約5億円）
建設工事の着手まで	民間資金の負担額全額

## 8 維持管理費の負担

- ・維持管理費は、ブラウブリッツ秋田による負担を基本としつつ、公益性のある施設として、秋田県と秋田市による負担の必要性も検討する。

## 9 整備スケジュール（予定）

- ・令和13年8月の供用開始を目指し、次のスケジュールで進めるものとする。

令和8年度	基本計画策定
令和9年度～令和10年度	基本設計、実施設計
令和10年度～令和13年度	建設工事、開業準備

## 10 その他

- ・秋田県と秋田市は、本基本方針を踏まえ、共同で基本計画を策定する。なお、策定に当たっては、ブラウブリッツ秋田と協議するとともに、広く関係団体や県民・市民の意見を聴き、計画への反映に努める。
- ・秋田県と秋田市は、早期の企業版ふるさと納税の募集開始について検討する。